

寒川町火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 7 号

### 寒川町火災予防条例の一部を改正する条例

寒川町火災予防条例(昭和 37 年寒川町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 47 条の次に次の 1 条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第 47 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。